

堺市報道提供資料

(大阪府政記者会、大阪市政記者クラブ 同時提供)

令和3年6月30日提供

令和3年「夏の交通事故防止運動」の実施について

堺市、大阪府、大阪府警察本部、大阪市など26機関で構成される大阪府交通対策協議会では、広く府民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることによって、交通事故防止の徹底を図っています。

このたび、「夏の交通事故防止運動」を以下のとおり実施します。

1 期間

令和3年7月1日(木)～令和3年7月31日(土)

2 運動の重点

- 二輪車の交通事故防止
- 子どもの交通事故防止
- 自転車の安全利用の促進
- 飲酒運転の根絶

3 スローガン

- やめようバイクのすり抜け運転!
- あせらない次の青でもいいじゃない
- スマホより集中するのは前の道
- 飲む前にハンドルキーパー決めたかな

4 主な取組

大阪府交通対策協議会の各関係機関・団体が連携して、次の取組を行います。

- ポスター約11,000枚を市町村、警察署等に掲出
- リーフレット約82,000部を市町村、警察署等を通じて回覧、配布
- 広報誌やホームページ、ラジオのほか、道路情報提供装置を活用した広報啓発
- 警察による警戒活動の強化

問
い
合
わ
せ
先

担 当 課 : 建設局 サイクルシティ推進部 自転車企画推進課
電 話 : 072-228-7636
ファックス : 072-228-0220